

道を活用した地域活動の円滑化のための
ガイドライン

平成 1 7 年 3 月
国土交通省道路局

目 次

1. ガイドライン策定の背景	1
2. 道を活用した地域活動の基本的考え方	2
(1) 対象とする地域活動	2
(2) 地域活動の基本的考え方	3
3. 道を活用した地域活動の進め方	4
(1) 地域活動内容の決定	4
(2) 地域活動の実施組織	5
(3) 地域活動に必要な許可	6
(4) 実施期間	7
(5) 収益活動を含む地域活動の実施形態	7
参考資料1 地域活動を実施する際の具体的な許可手続き	8
参考資料2 道を活用した地域活動事例	15

1. ガイドライン策定の背景

近年、地域振興のための祭りやイベントの場としての道路の利用など、道路空間の活用への期待が高まりつつあります。

本ガイドラインは、これまでの検討結果を踏まえ、地方公共団体やNPO等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

かつて「道」は人々の往来と様々な活動の喧騒が入り混じる空間でした。交通のインフラであると同時に、「道」は生活の場であり、子ども達の遊びの場にもなっていました。それが近年のモータリゼーションの進展により、自動車交通が中心となった道路では、生活の場としての活用がなされなくなってきました。

しかし、現在でも青森の「ねぶた祭り」や徳島の「阿波踊り」のように、道路が交通という役割を超えて祭りやイベントの場として利用されている例も数多く見られます。

欧米では、道路空間を活用して継続的・反復的にオープンカフェなどが展開され、観光の目玉として賑わいを見せるとともに、地域の活性化にも寄与しています。

このような海外の事例もあり、近年、日本においても地域振興のための道路空間の活用への期待が高まりつつあります。

こうした道路空間の多様な活用に関する要望を背景として、「総合規制改革会議」の答申(平成 15 年 12 月)において、道路等の公共空間を地域のニーズや実情に応じて柔軟に活用することが示されました。

国土交通省としては、既存の祭りのような短期間のイベントばかりではなく、昔のような道の多様な活用を目指して、継続的・反復的に道を活用して行う地域活動を推進することとしています。このため、警察庁とともに、地域の合意等を踏まえた道路の多様な活用のあり方について検討を進めてきました。

本ガイドラインは、これまでの検討結果を踏まえ、地域活動を活発に、しかも円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

2. 道を活用した地域活動の基本的考え方

(1) 対象とする地域活動

道を活用した地域活動には、収益活動や非収益活動、両方の活動を組み合わせたものなどがあります。

本ガイドラインではこれらの活動全てを対象としています。

道を活用した地域活動には、

- オープンカフェ（オープンテラス）
- 朝市

のように、路上で物販等が行われる、いわゆる収益活動と、

- 歩行者天国
- 祭り、パレード、コンサート
- 大道芸（ストリート・パフォーマンス）

のように、主に収益活動でないものがあります。

また、地域活動の中には

- 道路美化活動
- 放置自転車対策

といった公共的・公益的な活動もあります。

これらは活動の成立ちや規模、実施期間などについて様々なものがあり、また、上に挙げたものが組み合わさっている場合もあり、地域の実情によってそのあり方はきわめて多様です。

本ガイドラインは、地域のニーズや実情に応じて道路をより柔軟に活用し、継続的・反復的な地域活動を推進する観点から、このような活動を円滑に進められるよう、活動の企画、実施の際に参考となる幾つかのポイントを整理しています。

(2) 地域活動の基本的考え方

地域活動の実施に当たっては、道路が公共の財産であることや、道路上への物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることなどから、

- ① 公共性・公益性への配慮
- ② 地域における合意形成

などに留意した取組みを行うことが必要です。

「背景」に述べたとおり、国土交通省では、地域の特色ある継続的・反復的に道を活用した地域活動を推進することとしています。ただ、道路は国民の負担により建設・維持管理される公共の財産であり、また、道路上へ物件を設置すると一般交通の支障となるおそれがありますので、道を活用した地域活動の実施に当たっては、主として二つの点に十分な配慮が必要です。

その一つは公共性・公益性に配慮することです。公共性・公益性の観点から、特定の者の利害とならないようにする必要があります。

もう一つは地域における合意形成です。地域活動には参加者はもちろん、他の道路利用者、沿道住民、沿道店舗など多数の関係者がいますので、これらの関係者の間で十分な合意形成を図ることが必要です。これらを確実に行うことによって、地域活動がより円滑に進められます。

なお、公共性・公益性や地域の合意形成等に留意することは、地域活動の内容や実施組織等を工夫することにより実現できると考えられますので、これらについて、次の「道を活用した地域活動の進め方」において具体的に説明していくこととします。

3. 道を活用した地域活動の進め方

(1) 地域活動内容の決定

効果的な地域活動を行うためには、地域の特徴や課題などを踏まえて、活動内容を考える必要があります。その際、街の賑わい創出などの効果ばかりではなく、交通渋滞の発生など想定される問題に対する配慮が望まれます。

また、美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することにより、地域の合意形成や他の道路利用者の理解が得やすくなると考えられます。

どのような地域活動を行うのかを考える際、ヒントとなる地域の特徴や課題としては以下のようなものが考えられます。

○地域の特徴

- ・ 風情のある建物が集積している
- ・ 近隣に観光スポットがある など

○地域の課題

- ・ 郊外店舗の出店により中心市街地の活気が無くなっている
- ・ 駅から少し離れた立地の商店街である
- ・ 歩行者は多いが滞在する場所がない など

これらの特徴を生かし課題を解決するため、例えば

- ・ 中心市街地に賑わいを取り戻すため、通行者が立ち止まって休息できるようなスペースを設ける
- ・ 観光客を増加させるため、街の顔となるような観光スポットを形成する

というような目標が設定されます。この目標に合うように活動の内容や規模や期間、形態等が検討される必要があります。

また、地域活動を進めるに当たっては、地域の合意形成や他の道路利用者の理解が得られることが重要です。これには以下のような事態に対し配慮することが必要です。

- ・ 通行規制により交通渋滞が発生
- ・ 歩行者の円滑な通行が妨げられる
- ・ 周辺住民からの苦情(ゴミ、騒音など)
- ・ 地域内での新たな利害対立の発生(通行形態の変化による客数の減少など)

それとともに、美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することも、活動の円滑な推進に役立つと考えられます。

(2) 地域活動の実施組織

道を活用した地域活動の実施組織としては、一定の公共性・公益性や地域住民等の合意形成に配慮し、地方公共団体や地域の関係者(地方公共団体を含む)からなる協議会など、地方公共団体が関与する団体であることが必要です。

道を活用した地域活動を行う際には、協議会や実行委員会などを構成して幅広く地域の住民・団体などの関係者の参画を得るとともに、地方公共団体が何らかの形で関与することが必要です。

協議会などを構成する場合には、商工会議所やNPO、TMOなどが活動の中心となることも考えられますが、この場合においても、構成員の一つとして地方公共団体が参加することが必要です。

しかし、必ずしも地方公共団体が中心となって活動するとは限りません。この場合、「地域が一体となって取り組む活動」ということを実施組織の面から打ち出すために、地方公共団体の後援を受けるなどの方法もあります。このように実施組織に何らかの形で地方公共団体が関与することにより、円滑な活動につながると考えられます。

また、地域活動を円滑に実施するため、関係する道路管理者や所管の警察署と活動内容を適切に情報交換しながら進めていくことが重要です。

(3) 地域活動に必要な許可

道を活用した地域活動を実施する際には、道路占用許可、道路使用許可が必要です。また、地域活動の内容によっては、食品営業許可(飲食物を扱う場合)なども必要となります。

道を活用して活動を行うに当たっては、従来と同様、道路管理者の道路占用許可と警察の道路使用許可が必要です。また、食品などの販売を行う際には都道府県知事など(保健所)の食品営業許可も必要となります。

許可手続きを行うにあたっては、これら関係機関との調整が必要になりますが、活動内容の検討段階での打ち合わせなど十分な意志疎通を図ることが重要です。

① 道路占用許可

道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可が必要となります。

② 道路使用許可

イベントなどで道路を使用する場合には、道路交通法第 77 条に基づき、所轄警察署長の許可が必要となります。

なお、①と②はいずれかの窓口に一括して申請することができます。

③ 食品営業許可

飲食店や喫茶店などの営業を行う場合や乳類や魚介類などの販売を行う場合には、食品衛生法第 52 条に基づき、その営業所所在地を管轄する都道府県知事、もしくは保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要となります。

(4)実施期間

道を活用した地域活動の実施期間については、一時的なものはもちろん、継続的・反復的なものであっても実施することが可能です。

地域活動の実施期間としては、一時的なものもあれば継続的・反復的なものもあります。活動の内容や規模によって、定期市や記念日のイベントなどのように実施の日が月や年の一定の日に決まっていたり、かなりの期間毎日実施されるなど、継続的・反復的といっても地域の実情に応じて様々なものがあります。

街の賑わいを創出するという観点からは、継続的・反復的なものの方が効果的といえます。しかし、継続的・反復的な活動は予算や実施体制など様々な制約があり、なかなか困難な場合が多いことが予想されます。そこで、当初の段階としては比較的短期間で実施し、次にその実施結果などを踏まえて適切に交通の円滑化を図るための方策を講じるというように、段階を踏んで進めていくことが活動のより円滑な実現につながると考えられます。

(5)収益活動を含む地域活動の実施形態

地域活動における収益活動については、実施組織が直接行うこともあります。参加者を募集して行う場合も想定されます。いずれの場合にも、

- ① 参加者間の公平性が保たれること
- ② 沿道の店舗との事前調整や協力などが重要です。

地域活動に収益活動が含まれる場合、活動の主催者である協議会などが直接それを行うこともあります。設備やノウハウ等を持った別の者に委ねることも考えられます。このような場合には、特定の者に利益が偏ることのないよう、収益活動を行う者(参加者)を例えば公募などにより選定することが望ましいと考えられます。

しかし、一般的には沿道店舗の協力や参加を得て収益活動を行う方法が考えられます。この場合も実施組織の中での合意を得ることがその前提となります。また、その他の場合でも沿道の店舗との事前調整が必要であることは言うまでもありません。

なお、収益活動を行う者については、地域合意の観点から、実施組織のメンバーに加わっていることが望ましいと考えられますが、もちろん実施組織のメンバー以外でも構いません。

さらに、実施組織以外の参加者が収益活動を行う場合には、運営経費などから算出された利用料や道路占用料の相当額とする利用料を徴収することも可能です。

参考資料 1

地域活動を実施する際の具体的な許可手続き

1. 道路占用許可
2. 道路使用許可
3. 食品営業許可

1. 道路占用許可

(1) 道路占用とは

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいいます。道路占用を行う際には、道路管理者による道路占用許可が必要となります。許可を受けるためには、事前に当該道路管理者への申請が必要です。道路占用許可の申請窓口は、一般的には、国道については国道事務所または出張所、都道府県道については都道府県土木事務所など、市町村道については市町村役場となっております。なお、国道については国が直接管理せず都道府県が管理している場合もありますので、国道事務所または出張所にお問い合わせ下さい。

(2) 地域活動において占用許可を受けるもの

道路法第 32 条第 1 項には、設置にあたって占用許可を受けなければならない物件などが列挙されています。地域活動に関わるものとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ のぼり旗
- ・ 露店、商品置き場
- ・ 看板、案内板
- ・ 幕、アーチ

ここで列挙されているもののほか、『その他これに類する物件』などの規定を活かして、道路管理者の判断により、地域活動に際して弾力的に許可が行われている物件も見られます。

過去の活動事例で設置許可を認められたものとしては以下のようなものがあります。

- ・ テント、パラソル
- ・ ステージ、やぐら、観客席
- ・ テーブル、椅子
- ・ 音響機材(スピーカー等)
- ・ 電飾、提灯、ランプ
- ・ フェンス、コーン
- ・ フラワーポット
- ・ ベンチ

(3) 道路占用の許可基準

道路占用許可は、道路管理者が道路法第 33 条第 1 項等より、以下のような基準への適合を判断し、許可をすることとなっています。

- 占用許可対象物件であること
- 道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと
- 占用の期間や場所などに関する道路法施行令の基準に適合していること
- 一般原則への適合(公共性、安全性、計画性)

地域活動においても、上記の基準に基づき、個別具体的に各道路管理者が判断し、道路占用を許可することになりますが、国土交通省においては、路上イベントが以下のようなものである場合には、地域の活性化などの観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援することとしています。

①路上イベントの目的

路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出などの観点から、地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むもの(路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会などに参加していない場合であっても、地域住民・団体などが一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化などの観点から当該路上イベントを支援するもの(支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)を含む。)であること。

②占用主体

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

- イ 地方公共団体
- ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など
- ハ 地方公共団体が支援する路上イベント(地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)の実施主体

③占用の場所

- イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- ロ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間(交通量が多い場所にあつては 3.5m以上、その他の場所にあつては 2m以上)を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

④占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観などを妨げるものでないこと。

なお、上記に該当しない場合であっても、個別具体の事例に応じて、実施主体などに対し適切な助言、情報提供などを行い、道路占用の円滑化に配慮することとしていますので、時間的な余裕を持って事前に相談することが重要です。

(4) 道路占用許可の条件

道路占用を許可するに際して、道路管理者は、道路の構造の保全、交通の危険の防止、その他円滑な交通を確保するために、必要な条件を付すことができるとされています。(道路法第 87 条)

代表的な条件として以下の項目が挙げられます

- 迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと
- 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場などを確保すること
- 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること

また、その占用の内容によっては、次のような条件を付したものもあります。

- 関係車両の出入りについて、緊急自動車の支障とならないようにすること
- 占用物件は、信号機や道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、またはその視認性を害するものではないこと
- 実施期間中において道路の要所へ交通誘導員を配置すること

イベント等の実施期間中は、歩道においては地域の活性化などのために活用される空間としての機能が大きく発揮されますが、同時に、歩行者の通行という道路本来の機能も必要とされます。

よって、道路上の一定の場所・区間に多数の人々が集まることに伴う交通上の危険を防止し、円滑な通行を確保することや、イベント終了後の原状回復を適切に行うための方策については、十分な注意を払う必要があるといえます。

2. 道路使用許可

(1) 道路使用許可とは

交通の妨害となるおそれがある道路工事や祭礼などを道路上で行おうとする者は、警察署長の許可を受けなければならないこととされていますが、警察署長は、これらの行為が現に交通の妨害となるおそれがあっても、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められる場合は許可をしなければならないこととされています。

この場合に必要となるのが警察署長の道路使用許可です。

道路法上の許可手続きにおいて、許可に係る行為が、道路交通法第 77 条第 1 項の適用を受ける場合、警察行政との調整が必要となります。

道路交通法第 77 条第 1 項

- 1号:道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 2号:道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 3号:場所を移動しないで、露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 4号:その他都道府県公安委員会の定める行為、例えば祭礼行事等をしようとする者

(2) 道路使用の許可基準

道路交通法第 77 条第 2 項により、以下のいずれかに該当する場合は、所轄警察署長は道路使用を許可しなければならないとされています。

道路交通法第 77 条第 2 項

- 1号:当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- 2号:当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- 3号:当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

よって、イベントなどについては、原則的には、上記した要件に基づき、個別具体的に所轄警察署長が判断し、道路使用を許可することとなりますが、その判断に際し、以下の点が考慮されることが平成 16 年の警察庁通達「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」において示されています。

イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、交通への影響度合いを上回る公益性を要件とするため、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意する。

さらに、同通達の中で、都道府県警察に対して「イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置」を以下のように示しています。

①事前相談への適切な対応

手続を円滑に行うためには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされるものが望ましいという旨をイベント等の実施主体に周知し、事前相談がなされた場合は、適切な助言、情報提供等を行うこと。

②地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア. 警察はイベント等の実施主体に対し、必要な助言、情報提供等を行い、合意形成の円滑化に協力する。

イ. 合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携を図ること。

ウ. 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、必要があると認められるときは、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の場の設置を求める。

エ. 協議の場への参画が望ましいもの

実施主体/地方公共団体の職員/地域住民や地元商店街の代表/地元商工会議所やTMOの代表/地元運送事業者の代表/その他協議会参画の必要がある者

オ. 道路交通の状況等に関して必要な情報を提供し、交通への影響を少なくするイベント等の実施手法について適切な助言を行う。

カ. 協議の場の運営に対して、必要な協力を行う。

キ. イベント等の実施に伴い警察に寄せられた要望、苦情等は集約して実施主体に提供する。

(3) 道路使用許可の条件

道路使用を許可するに際して、所轄警察署長は、道路交通法第77条第3項により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要な条件を付することができるかとされています。

3. 食品営業許可

(1) 食品営業許可とは

飲食店や喫茶店などの営業を行う場合や乳類や魚介類などの販売を行う場合には、食品衛生法第 52 条に基づき、その営業所所在地を管轄する都道府県知事、もしくは保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要になります。

許可が必要な業種は食品衛生法施行令第 35 条にて定められている飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、魚介類販売業、氷雪販売業など 34 業種となっております。また、許可を得るには食品衛生法施行規則第 67 条にて定められた事項について営業所所在地を管轄する保健所を通じて都道府県知事などへ申請する必要があります。

食品営業許可取得に際しての申請事項(食品衛生法施行規則第 67 条)

一	申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
二	営業所所在地
三	営業所の名称、屋号又は商号
四	営業の種類
五	営業設備の概要
六	以下に該当することの有無及び該当するときは、その内容 ・食品衛生法または同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 ・食品衛生法第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者 ・法人であつて、その業務を行う役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの
七	営業設備の構造を記載した図面

(2) 食品営業許可の基準

食品営業許可の基準は、食品衛生法第 50 条及び第 51 条により都道府県が条例で公衆衛生上講ずべき措置の基準や営業施設の基準を定めることとなっています。

また、食品衛生法第 52 条において、都道府県知事は、上記した食品営業許可が必要な業種に関して、清潔保持などのために講じた措置及び営業の施設が都道府県の定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならないとしています。

都道府県が条例により定める基準は、食品衛生責任者の設置、衛生管理の措置の内容、営業施設の場所や構造、仕様などに関するのですが、これらの詳細については、都道府県ごとに異なりますので、許可申請にあたっては、管轄の保健所などへお問い合わせ下さい。

(3) その他営業許可に関する配慮事項

縁日や祭礼などの際に、簡易な施設を設け、不特定多数の人々を対象として食品を提供する場合についても、原則として食品営業許可が必要となりますが、都道府県によっては、地域公共団体や住民団体が関与する公共的目的を有する住民祭や産業祭でのバザーなど、短期間で行われるものなどについては、通常の営業許可ではなく、管轄の保健所への臨時の出店に関する届け出や申請の上、保健所の指導を受けることなどとしている地域もありますので、詳細については、管轄の保健所へお問い合わせ下さい。

参考資料 2

道を活用した地域活動事例

1. 山口県宇部市 「相生町オープンカフェ」
2. 神奈川県横浜市 「日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002」
3. 千葉県千葉市 「パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ」
4. 宮城県仙台市 「定禅寺通ストリートジャズフェスティバル」
5. 静岡県静岡市 「大道芸ワールドカップ in 静岡」
6. 栃木県宇都宮市 「宇都宮餃子祭り」
7. 東京都世田谷区 「ボロ市」
8. 高知県高知市 「街路市」

1. 山口県宇部市「相生町オープンカフェ」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市商店街連合会、相生町商店街、宇部市 ・地元民間組織が主体となり、宇部市は支援する形で実施 		
実施実績	開催実績：平成14年7月12日～10月13日の金土日祝祭日に開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市中心市街地に位置する直轄国道と宇部市道の双方で実施 ・宇部市道上の歩道(幅員14m)、国道190号線の歩道(幅員12m) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イスを歩道上に設置しオープンカフェを実施 ・飲食物は近隣店舗にて注文 ・植木、プランターの設置 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇部市中心市街地活性化基本計画」にそった施策 ・プランターにより歩道部を区分し、4mの通行部分を確保 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：4mの通行幅を確保、「オープンカフェ実施計画書」の内容遵守(清掃美化、閉店時の物件撤去、緊急連絡体制整備、設置状況の定期的な確認)等 ・宇部市が占用主体となっている ・道路使用許可条件：歩道部分は4m以上を確保、フラワーポット及びテーブル、椅子等は風雨等で転倒・倒壊等しないよう設置等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年より、地元まちづくり団体を中心に協議・策定した中心市街地活性化計画にて、商業活性化のための事業として実施されたソフト事業 ・地域での実施計画の協議を経て、地元商店街と市の連携のもと、地域の憩いの場創出のために、関係行政機関から所要の許可を得て公共空間を活用している 		



写真提供：宇部市

2. 神奈川県横浜市「日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・日本大通パラソルカフェ&ギャラリー2002 実行委員会(日本大通り街づくり協議会準備会、関内・関外 TMO、中区商店連合会、関内地区連合町内会、地元商店街、(財)横浜観光コンベンション・ビューロー、関内を愛する会、横濱まちづくり倶楽部、横浜市で構成) ・事務局:(財)横浜産業振興公社 		
実施実績	開催実績:平成14年5月25日(日)~6月2日(日) 9日間		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の中でも歴史的建造物の多い官公庁街である中区日本大通り地区 ・日本大通り(市道)の歩道上(歩道部幅員 13.5m) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イス、パラソル、テント(簡易厨房施設)を設置し、オープンカフェの実施(軽食、飲み物の提供) ・ギャラリー、花屋の設置 ・ステージを設置しダンス等のパフォーマンスの実施 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の地権者組織が中心となり実施されている ・屋外では加熱処理の軽食とソフトドリンクのみで、アルコールや本格的な料理は既存店舗の厨房から提供している 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	営業の届出 (催事での食品営業について)
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:沿道への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮等 ・道路使用許可条件:沿道への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道部を拡幅した道路を中心とし、歴史的建造物を生かし、行政と市民が協働し街づくりが進められている ・歴史的建造物が多い観光スポットにおいて、歩行者を優先したハード及びソフトの整備が賑わいづくりに機能している 		



写真提供:横浜市

3. 千葉県千葉市「パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ」

実施主体	・主催:千葉市・都市景観市民フェスタ実行委員会		
実施実績	開催実績:平成 12 年度より、パラソルギャラリー及びユニバーサルカフェを年数日開催 なお、ユニバーサルカフェについては、平成 15 年度から 4 月～10 月の主に土日祝祭日に開催		
実施場所 (周辺地域・対象 道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・パラソルギャラリー:千葉市中心市街地に位置する中央公園及び千葉駅と中央公園を結ぶ中央公園プロムナードの北側歩道の一部 ・ユニバーサルカフェ:中央公園 		
主な 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラソルギャラリー:中央公園プロムナード等にて、パラソル約 60 本を設置、パラソル下の空間を市民参加による作品展示やパフォーマンスなどの場として開放 ・ユニバーサルカフェ:中央公園にてテーブル席を設置、TMO が実施 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・パラソルギャラリーは、中央公園プロムナードの“彩り”と“賑わい”の創出を目的とし、中央公園のユニバーサルカフェ等と視覚的、空間的な連携を図り、賑わいのある景観を創出するため実施しており、企画から運営までを「都市景観市民フェスタ実行委員会」の委員(TMO・会議所・大学・商店街・市民等)等が行っている 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	都市公園占用許可 食品営業許可
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:占用に起因する第三者への損害についての賠償、道路法・同法施行令等の遵守 等 ・道路使用許可条件:道路使用の範囲を遵守、歩行者等の妨害とならないこと 等 ・都市公園占用許可条件:公園施設、樹木等に支障を及ぼさないこと、公園利用者の安全対策、現状復旧 等 ・食品営業許可条件:建物構造及び設備 等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・パラソルギャラリー及びユニバーサルカフェは、千葉市の都市景観施策である「都市景観市民フェスタ」事業として実施しており、都市景観にかかる市民意識の啓発、市民の景観形成への参加促進を目的としており、市民及び市民団体等が直接参加できるようになっている 		



写真提供:千葉市

4. 宮城県仙台市「定禅寺通ストリートジャズフェスティバル」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・主催:定禅寺ストリートジャズ フェスティバル実行委員会 ・共催:定禅寺通街づくり協議会 ・後援:宮城県、新聞社、TV 局他民間企業など ・仙台市は協賛という形で参加 		
実施実績	開催実績:平成3年～ 毎年9月第2日曜とその前日の2日間に渡り開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市の中心市街地に位置する定禅寺通り(国道) ・市役所前市民広場・仙台駅・青葉通り・東一番丁通り・東二番丁通り・勾当台公園・西公園・錦町公園・本町・広瀬通りなどに面した公開空地 ・定禅寺通りは12時から19時にかけて車道一部通行止めをして行っている 		
主な活動内容	・市内88ヶ所(2日間)のステージで様々なジャンルの音楽コンサートを実施		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・有志による実行委員会が中心となり実施されている ・民間企業による市民参加の清掃活動が同時に実施されており、参加者には景品等が用意されている 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮等 ・道路使用許可条件:付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置等 ・定禅寺通り以外の場所については、基本的には公開空地を利用しているため、道路占用許可は受けていないが、人が道路に溢れるため、道路使用許可は取得している 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・定禅寺街づくり協議会の共催のもと、市の商業中心地を通る定禅寺通りを中心に行われている ・2日間で50万人以上を動員する大規模なお祭りとなっており、多くの企業の協賛・協力のもと地域活性化に大きく寄与しているお祭りといえる 		



写真提供: (財)仙台観光コンベンション協会

5. 静岡県静岡市「大道芸ワールドカップ in 静岡」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・主催:大道芸ワールドカップ実行委員会 ・共催:静岡市 後援:静岡県 		
実施実績	開催実績:平成4年～ 毎年11月初旬の週末を含む4日間開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡駅前の呉服町通り(県道)、青葉シンボルロード、七間町通り、浅間通りや駿府公園などにて実施 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マジック、ジャグリングなどストリートパフォーマンスを実施 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営する実行委員会と延べ2,000人を数える大会当日のスタッフが、ほとんど市民ボランティアで構成されている ・行政は事務的な手続きを担当し、企画はすべて市民に任せるといったように、行政との業務の棲み分けがはっきりしている 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮 等 ・道路使用許可条件:付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置 等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年より、市民が主導する形で、行政との協働のもと、一過性の単なるお祭りイベントではなくソフト面からの極めて新しい文化的手法による街づくりを目指すことを基本理念に実施されてきた ・道路活用がうまくいっている要因としては、「普段歩行者天国となる場所を活用してイベントを開催している」、「行政から関係機関へ働きかけてもらった」、「市民ボランティアによる自主警備を中心とした救急マニュアルを整備した」などが挙げられる ・新たなハード施設を作ることなく、道路や公園を活用し、期間中は170万人の来場者が訪れるなど、地域の賑わい作りに大きく寄与している 		



写真提供:大道芸ワールドカップ実行委員会

6. 栃木県宇都宮市「宇都宮餃子祭り」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・主催：宇都宮餃子祭り実行委員会(協同組合宇都宮餃子会、宇都宮商工会議所、日野町商店街振興組合、オリオン通り曲師町商業共同組合、宇都宮観光コンベンション協会で構成) ・企画等：宇都宮餃子会 行政手続き等：観光コンベンション協会 ・後援：宇都宮市、新聞社、テレビ局 等 		
実施実績	開催実績：平成13年～11月初旬の土日2日間 11時～16時		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心市街地にある幅員18.0m(車道8～9m)の道路 ・平成14年には、会場となる一部の道路について車両通行止めを実施(平成14年11月2日～3日10時～17時) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制をした車道上にテントを設置し、名産品である餃子の調理、販売を行う ・ジャズ演奏のためステージを設置、交通整理・広報等のため案内看板、交通規制看板、横断幕等を設置 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージや看板等の路上設置物に関し、歩道の確保等を踏まえた会場レイアウトについて協議を行っている ・官公庁(道路管理者、警察、保健所)の申請等は、実行委員会の事務局メンバーである協同組合宇都宮餃子会と観光協会が実施 ・道路管理者、警察、消防署の指導の下で、自主警備体制を組織し、道路管理者、警察等と協議及び情報交換を積極的に実施 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	食品催事届(保健所) 催物開催届出(消防)
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：歩行者・自転車が安全に通行できる幅を確保する、占用物件は営業時間以外は毎日撤去する、周辺の美化に努め毎日清掃し占用物件の整理整頓をする 等 ・道路使用許可条件：設置物が倒壊しないよう固定、歩行者動線の確保、交通整理員の配置、終了後の付近道路の清掃 等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年より商工会議所・観光協会などが中心となり、積極的に行政等関係機関と協議する事により、市の中心市街地にて実施 ・2日間で数万人もの来場者があり、大きな経済効果と中心市街地活性化への寄与がみられる 		



写真提供：宇都宮市

7. 東京都世田谷区「ボロ市」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボロ市保存会」(町会・商店会・地域有志で構成される任意団体) ・「ボロ市保存会」主体となり、世田谷区地域振興課が支援する形で実施 		
実施実績	開催実績:約 400 年前～ 近年は 12/15・16、1/15・16 に実施		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の市街地に位置する世田谷区ボロ市通り(区道)を中心に、世田谷通り(都道)の一部、公園など比較的広範囲で実施 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・700 店以上の露店にて古物販売 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区指定無形民俗文化財となっている ・奥行き 1m × 間口 2m に区画し出店者を募る 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮 等 ・道路使用許可条件:付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置 等 ・実施に当たり、関係行政機関が臨時の許可受付窓口を設置 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・1 日に 20 万人もの人手で賑わう地域の観光行事 ・数百にもなる出店業者のため、行政機関も臨時の許可申請窓口を設置するなど、官民協働のもと実施されている ・出店業者を広く公募している ・会場としての駐車場は確保できていない状況 		



写真提供：世田谷区

8. 高知県高知市「街路市」

実施主体	・高知市(高知市産業振興総務課街路市係が管理運営)		
実施実績	開催実績: 1690年～ 毎週日火木金曜日 開催時間 日曜日 4～9月は5時～18時、10～3月は6～17時 それ以外の市 日の出～日没1時間前まで		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	・高知市の商業・観光の中心的地区の市道の歩道・車道上 ・一部の道路について車両通行止めを実施		
主な活動内容	・農産物・海産物・植木等の販売(市)		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・300年以上の歴史をもち、地域に定着している ・延長1km、530店という規模は日本一である(日曜日) ・これまでに大きな反対運動もあったが、そのたびに協議の場を設け市民のコンセンサスを得てきた ・高知市が一定のルールを決め、管理・運用している ・市はほぼ毎日、中心的地区のだこかで終日実施している 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件: 付近住民に迷惑をかけない、原状復旧、搬入の際長時間の駐車はしない 等 ・高知市道路占用規則において出店時間、販売品の制限など街路市に関する要件を規定 ・道路使用許可条件: 付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置などの他、その他の指導事項として買物客の路上駐車への対応 ・さらに高知市が出店に関する要領を設け、新規出店については事業を営むものは出店できない(一次産業従事者を対象)、生鮮魚介類や生肉は販売しないなど商いのスタイルや内容に関して規定 		
ポイント	・フリーマーケットのような自由裁量性は無いものの、高知市が関与し、規格などを設けているため消費者や出店者にとっては安心感があり、地域に根づいた市として定着しており、トラブル等もなく、街を特徴付ける観光スポットとして運営されている		



写真提供：高知市